

屋外広告物のルールを守り、 事故を防ぎましょう！

屋外広告物のルールを守らないと、火災・倒壊等の重大な事故につながる恐れがあります。屋外広告物条例や建築基準法等において、下記のルールのほか、各種規定がありますので、確認してください。

- **屋外広告物**を掲出するには、
屋外広告物条例に基づく許可申請が必要な場合があります。
(例えば、表示面積の合計が5㎡(商業地域等では10㎡)を超える自家用広告物※¹も許可対象)
- **許可期限後も引き続き広告物を掲出する場合は更新許可、寸法や構造等を変更する場合には変更許可の手続きが必要**
→ **必要な申請を、漏らさず行ってください。**

(※1)自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等

● 都・区市町の屋外広告物条例
所管部局の問合せ先はこちら



○ 高さが4mを超える広告物

→設置にあたっては、**建築基準法に基づく工作物確認**※²
を受けなければならない場合があります。

(※2)民間の指定確認検査機関
でも行うことができます。



○ 防火地域内の広告物で、 建築物の屋上に設置するもの又は高さ3mを超えるもの

→建築基準法に基づき、**主要部分を不燃材料で造り、又は覆う**必要があります。



上記に該当する広告物の設置にあたっては、必要に応じて建築士などの専門家に相談するなどして、確認申請の要否や建築基準法への適合について確認してください。

防火地域内外のご確認についてはこちら
東京都HP「都市計画情報等
インターネット提供サービス」



● 都・区市の建築基準法
所管部局の問合せ先はこちら

